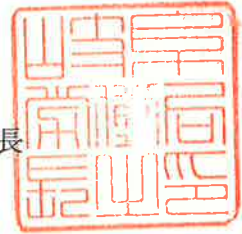


第二種計画認定通知書

岐 労 認 定 第 30257 号
平 成 30 年 3 月 14 日

事業主の名称・氏名 社会福祉法人大東福祉会
主たる事業所の所在地 岐阜県大垣市東前1丁目79番地
代表者職氏名(法人の場合) 理事長 杉原 浩志 殿

岐阜労働局長



平成30年2月23日付けをもって申請のあった専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法(以下「法」という。)第6条第1項に基づく第二種計画について、これを認定する。

なお、法第7条第2項に基づき、法第6条第3項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、認定を取り消すことがある。

備考

1 この処分不服がある場合は、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があつた日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。

この処分に対する取消訴訟は、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、処分があつた日から1年を経過した場合は、提起することができません。

また、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この処分に対する取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(この場合においても裁決を経る前に直ちに取消訴訟を提起することは妨げられません。)。ただし、裁決があつた日から1年を経過した場合は、提起することができません。

2 本認定に係る第二種計画を変更しようとするときは、岐阜労働局長の認定を受けなければなりません。

3 計画対象第二種特定有期雇用労働者との間の期間の定めのある労働契約の締結の場合における労働基準法第15条第1項に基づく労働条件の明示については、特定有期雇用労働者に係る労働基準法施行規則第5条の特例を定める省令に基づき、「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法第8条第2項の規定に基づき適用される労働契約法第18条第1項の規定の特例の内容に関する事項」について、書面の交付による明示が必要となります。

また、本認定により、有期労働契約の期間中に無期転換申込権発生までの期間が変更となる場合には、速やかに特例の対象となる労働者にその旨を明示することが適切ですので、適切な対応をお願いします。



第二種計画認定・変更申請書

30年 2月 23日

岐阜 労働局長殿

1 申請事業主

名称・氏名	社会福祉法人 大東福社会	代表者職氏名 (法人の場合)	理事長 杉原浩
住所・所在地	〒(503-0835) 岐阜県大垣市東前1丁目79番地	電話番号 0584 (82) 2800	FAX番号 0584(82) 2881



2 第二種特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置の内容

- 高年齢者雇用推進者の選任
- 職業訓練の実施
- 作業施設・方法の改善
- 健康管理、安全衛生の配慮
- 職域の拡大
- 職業能力を評価する仕組み、資格制度、専門職制度等の整備
- 職務等の要素を重視する賃金制度の整備
- 勤務時間制度の弾力化

3 その他

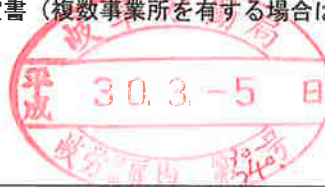
- 高年齢者雇用安定法第9条の高年齢者雇用確保措置を講じている。
 - 65歳以上への定年の引き上げ
 - 継続雇用制度の導入
 - 希望者全員を対象
 - 経過措置に基づく労使協定により継続雇用の対象者を限定する基準を利用
- (注) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第78号)附則第3項に規定する経過措置に基づく継続雇用の対象者を限定する基準がある場合

(記入上の注意)

1. 「2 第二種特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置の内容」は該当する措置の内容の口をチェックして下さい。
2. 「3 その他」は、該当する口はすべてチェックしてください。

(添付書類)

1. 「2 第二種特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置」を実施することが分かる資料(例: 契約書の雛形、就業規則等)
2. 高年齢者雇用確保措置を講じていることが分かる資料(就業規則等(経過措置に基づく継続雇用の対象者を限定する基準を設けている場合は、当該基準を定めた労使協定書(複数事業所を有する場合は本社分のみで可。))を含む。))
3. 変更申請の場合は、認定されている計画の写し。



社会保険労務士記載欄	
作成年月日・提出代行者、事務代理者の表示・名称	電話番号
作成 社会保険労務士(岐阜県社会保険労務士会)	TEL0584
提出代行者 杉原浩志	81-8281



高年齢者雇用状況報告書

事業主控

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第33条第1項の規定により、平成29年6月1日現在の状況を下記のとおり報告します。
 厚生労働大臣 殿 平成29年6月9日

事業主	①(フリガナ) 名称(法人の場合) 又は 氏名(個人事業の場合)	シャカイフクシホウジン ダイトウフクシカイ		②(フリガナ) 代表者氏名 (法人の場合)	リシチョウ スギハラ コウシ			
		社会福祉法人大東福社会			理事長 杉原浩志			
事業主	③住所 [法人にあっては主たる事業所の所在地]	〒(503-0835)		岐阜県大垣市東前1丁目79番地		電話番号0584(82)2800 FAX番号0584(82)2881		
	④産業分類番号	85	事業の具体的内容 [特 養]	⑤労働組合の有無 <input type="checkbox"/> イ あり <input checked="" type="checkbox"/> ロ なし	⑥雇用保険適用事業所番号	2102-104882-6		
定年制の状況	⑦定年	<input type="checkbox"/> イ 定年なし <input checked="" type="checkbox"/> ロ 定年あり (定年年齢 60 歳)						
	⑧定年の改定予定等	<input type="checkbox"/> イ 改定予定あり(平成 年 月より 歳) <input type="checkbox"/> ロ 廃止予定あり(平成 年 月に廃止) <input type="checkbox"/> ハ 改定又は廃止を検討中 <input checked="" type="checkbox"/> ニ 改定・廃止予定なし						
継続雇用制度の状況	⑨継続雇用制度	<input checked="" type="checkbox"/> イ 就業規則等で継続雇用制度を定めている →a継続雇用先 (<input checked="" type="checkbox"/> イ) 自社 <input type="checkbox"/> ロ) 親会社・子会社等 (以下「子会社等」という) <input type="checkbox"/> ハ) 関連会社等 →b対象 → <input checked="" type="checkbox"/> イ) 希望者全員を対象 (66 歳まで雇用 更に基準に該当する者を 歳まで雇用 基準の根拠(<input type="checkbox"/> a) 労使協定を締結して就業規則等に反映 <input type="checkbox"/> b) 労使協定を締結せず就業規則等のみ) (注) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第78号。以下「改正法」という。)に規定する経過措置に基づく対象者を限定する基準が有る企業は (イ) に記入 → <input type="checkbox"/> ロ) 基準に該当する者を対象 (歳まで雇用 基準の根拠(<input type="checkbox"/> a) 労使協定を締結して就業規則等に反映 <input type="checkbox"/> b) 労使協定を締結せず就業規則等のみ) <input type="checkbox"/> ロ 制度として導入していない (運用により継続雇用を行う場合を含む)						
	⑩継続雇用制度の導入・改定予定	<input type="checkbox"/> イ 継続雇用制度の導入・改定予定あり (平成 年 月より) →内容(<input type="checkbox"/> イ) 経過措置の基準の廃止 <input type="checkbox"/> ロ) 新規導入 <input type="checkbox"/> ハ) 上限年齢の引上げ <input type="checkbox"/> ニ) その他 <input checked="" type="checkbox"/> ロ 継続雇用制度の導入・改定を検討中 <input type="checkbox"/> ハ 継続雇用制度の導入・改定予定なし						
⑪70歳以上まで働ける制度等(定年の廃止・引上げ等を除く)の状況	<input type="checkbox"/> イ 自社又は子会社等で会社の実情に応じ会社が必要と認める者等を70歳以上まで働ける制度を就業規則等に定めている(上限年齢を規定していない場合を含む) <input checked="" type="checkbox"/> ロ 上記イの制度を就業規則等に定めていない → (<input type="checkbox"/> イ) 導入予定あり <input type="checkbox"/> ロ) 検討中・ <input checked="" type="checkbox"/> ハ) 70歳以上まで雇用する慣行がある <input type="checkbox"/> ニ) 予定なし							
⑫常用労働者数(うち女性)	総数	~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳	70歳~
	88人 (56人)	51人 (29人)	8人 (3人)	10人 (9人)	5人 (4人)	7人 (5人)	5人 (5人)	2人 (1人)
⑬過去1年間の離職者の状況(うち女性)	解雇等による45歳以上65歳未満の離職者数 0人 (うち女性 0人) うち求職活動支援書を作成した対象者数 0人 (うち女性 0人)							
⑭過去1年間の定年到達者等の状況	(a) 定年到達者の総数 (b)+(c)+(e)	(b) 定年退職者数 (継続雇用を希望しない者)	(c) 継続雇用者数	(d) うち子会社等・関連会社等での継続雇用者数	(e) 定年退職者数 (継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者)	(f) 継続雇用の終了による離職者数		
	(うち女性)	1人 (1人)	0人 (0人)	1人 (1人)	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)	
⑮過去1年間の改正法に規定する経過措置に基づく継続雇用の対象者に係る基準の適用状況	(a) 基準を適用できる年齢に到達した者の総数 (b)+(c)+(d)	(b) 継続雇用終了者数(継続雇用の更新を希望しない者)	(c) 継続雇用者数(基準に該当し引き続き継続雇用された者)	(d) 継続雇用終了者数(基準に該当しない者)				
	(うち女性)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)			
高年齢者雇用推進者	役職	副理事長	氏名	岡根 良一	記入担当者	副理事長	氏名	岡根 良一

※事業主は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)に基づき、毎年、高年齢者の雇用に関する状況を報告しなければならないこととされています。(提出期限毎年7月15日)